

熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について

熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市開発許可の基準等に関する条例（平成 1 3 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の」を「第 2 9 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号に掲げる」に改め、「ものを」の次に「原則として」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 前項の変更又は解除により条例で指定する土地の区域から除外される区域で行われる開発行為であって当該変更又は解除があった日前に申請があったものについては、当該申請日における区域の指定は、なお効力を有する。

別表第 2 の 1 の項中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の」を「第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域を原則として含まない」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）の施行による都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）の一部改正及び都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 3 7 号）等

の施行による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。